

博物館本館・駐車場 博物館の常設展示は島田宿と大井川の川越しをテーマとしており、川越遺跡のガイダンス施設としての機能を持っている。これまで以上に川越制度や川越遺跡を調査・研究し、常設展示に加え企画展においても積極的な展示紹介が求められる。また、対岸の金谷宿側の川越制度や川越し施設等についても調査・研究し、両宿で成立した大井川の川越制度を検証することが必要となる。駐車場についても、今まで同様に博物館・川越遺跡見学者の利用のために適正な維持管理に努める。

川越茶屋 博物館や史跡の見学者の観光施設として、江戸時代の茶屋をイメージして建てられたものである。敷地内の喫茶・雑貨の販売を行う芭蕉庵は、川越街道を愛する会によって運営されている。史跡の中心的な場所に位置するため、景観に配慮した維持管理と見学者へのサービスに努める。

河原町公会堂・あづまや 地元自治会の公会堂として、江戸時代の景観をイメージした外観で造られている。大井川輦台越し保存会をはじめとする河原町のコミュニティー団体の集会施設としての機能も兼ねているので、地元自治会と協力しながら施設の維持に努める。

朝顔の松公園 公園内には善太夫嶋堤(せぎ跡)や史跡の文化的価値に関わる堂宇、あるいは文学碑も存在するため、関係機関同士で連携して維持管理に努める。

公衆トイレ 史跡の見学者が利用する公衆トイレは川越茶屋のトイレと朝顔の松公園内のトイレがあり、前者はテナント業者が管理し、後者は所管課から清掃管理を委託された業者が管理している。今後も同様の維持管理を行っていく。

第4節 現状変更等の取扱方針と取扱基準

1 現状変更の取扱方針

史跡の指定地内において現状変更を行おうとする場合には、国の機関においては文化庁の同意（文化財保護法第168条）が、それ以外の団体等は文化庁の許可（文化財保護法第125条）が必要となる。

これは史跡を将来にわたって守っていくために、現状変更の内容が史跡の枢要な構成要素に影響を与えるかどうか考慮して、その可否を判断して保護措置を講じる制度である。

川越遺跡については、川越制度廃止以降も遺跡に人々が継続的に居住し、地域住民が遺跡を守り継いできた歴史がある。また、史跡指定後も、遺跡の保存・維持の活動については地域住民がその担い手となってきた。将来にわたる史跡の保護活動においても地域住民の協力は欠かせない。史跡の現状変更の取扱いに当たっては、史跡の保護に加え史跡保護の担い手である地域住民のくらしに十分配慮して取り扱う必要がある。

2 対象の範囲

史跡の保護を図るためにには、指定地だけに限らず周辺の環境を含めた包括的な保護措置を

とする必要がある。特に三太郎西（上）土橋のあった場所から善太夫嶋堤（せぎ跡）までの街道に面した土地については、保護を必要とする地域としてとらえ、住民の理解と協力を得ながら史跡の保護を図っていく。

3 現状変更等の基準に関する共通事項

島田宿大井川川越遺跡には道路や住宅、堤防など、さまざまな構成要素が存在する。ここでは、史跡内で想定される建造物等の新增改築、地形の変更、竹木の伐採等、各種行為に対する基準に関して、共通の事項の整理を行って指針に示した。

（1）「現状変更を認めない場合」は次の指針による。

- ①地上に露出または地下に埋蔵されている文化財等（以下「文化財」）に直接的な影響を及ぼす行為は、原則として現状変更を認めないものとする。
- ②史跡に影響を及ぼす地形及び景観の改変は、軽微なものを除き、原則として現状変更を認めない。
- ③地割りの変更による現状変更は原則として認めない。

（2）「現状変更を認める場合」は次の指針による。

- ①防災や人命に係わる対応及び施設等の設置については、文化財への影響を最小限に留める措置がとられる場合、かつ史跡としての風致や景観への配慮に努める場合は認めるものとする。
- ②遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。
- ③学術調査の結果を踏まえて文化財の整備を行う場合は認めるものとする。
- ④公益上必要な電気、水道、下水道等の地下埋設施設の新設、改修、復旧については、文化財に対する影響を最小限に抑える措置をとった上で、認めるものとする。
- ⑤仮設物の設置は、文化財への影響が軽微な場合、かつ短期間である場合は認めるものとする。
- ⑥公益上必要な道路等の改修は、文化財への影響が軽微な場合、かつ史跡としての風致や景観への配慮に努める場合に限り認めるものとする。
- ⑦樹木の伐採行為は、危険木と認められる場合、樹木が文化財に悪影響を及ぼす場合、管理上必要な場合、または眺望景観を確保するために伐採の必要性が高い場合には認めるものとする。
- ⑧新たな植栽は、文化財の保存・活用上必要で保存に影響を及ぼさない場合、かつ史跡としての風致や景観に影響を与えないと判断される場合には認めるものとする。
- ⑨建造物等の新增改築は、文化財への影響が軽微で、かつ史跡としての風致や景観への配慮に努める場合には認めるものとする。
- ⑩建造物等の移転または除去は、文化財に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。

ただし、上記①～⑩で認められる行為であっても、以下の事項に留意するものとする。

- a . 現状変更に際して、事前に発掘調査（文化財の保存に影響を及ぼさない軽易な建造物、構造物等の場合は立会い等）を行い、重要な遺構・遺物が発見された場合には遺構等の保存を図る。
- b . 現状変更に際しては、文化財を損なわないこととする。その建造物・構造物については史跡としての景観に調和するよう外観・工法等に十分配慮するものとする。
- c . 現状変更等に際して、関係法令等の整合性に努めるものとする。

(3) 「現状変更等許可申請が不要な場合」は次の指針による。

- ①道路の維持管理行為または軽微な修復行為。
 - ②掘削や色調の変更を伴わない場合の既存建造物等の維持管理行為。
 - ③枯損木の伐採、樹木の剪定・枝払い、草刈、病害虫の防除措置等、道路沿い及び既存建造物敷地内の樹木等の維持管理行為。
 - ④史跡がき損し、または衰亡している場合における、当該き損または水害の拡大を防止するための応急措置。ただし、市教育委員会と協議し、その結果を速やかにき損届をもって文化庁ならびに静岡県教育委員会へ報告するものとする。
 - ⑤大地震、台風、火災等の非常災害に対する応急措置。ただし、民有地にあっては市教育委員会と協議し、その結果を速やかにき損届をもって文化庁ならびに静岡県教育委員会へ報告するものとする。
- ※復旧を行う際には、現状復旧の場合は復旧届を、現状を変更して復旧する場合は現状変更申請を行う。

4 現状変更等の基準に関する個別事項

島田宿大井川川越遺跡については、その構成要素の性格や指定地の所有及び利活用の状況などから、土地の筆ごとに異なっている。現状変更の取扱基準については、前項で示した「現状変更等の基準に関する共通事項」に加え、遺跡の状況に応じて保護対象地域を次の図4－1・表4－2のとおり4分類し、それぞれの現状変更の取扱基準に関する個別事項を設けるものとする。

図4-1 保護対象地区区分図



表4-2 保護対象地域の分類と現状変更等の許可

	分類等	対象	現状変更の許可等
保護対象地域 (街道に面した土地)	第1種 (指定地)	三番宿跡、七番宿跡、十番宿跡、札場跡、立会宿跡、仲間の宿跡、旧酒屋跡	史跡整備を除き、現状変更は原則認めない。
	第2種 (指定地)	街道、島田大堤、二番宿跡、六番宿跡、善太夫嶋堤(せぎ)跡(南)	史跡整備及び生活に直結するもの等以外の現状変更は原則認めない。
	第3種 (指定地)	稻荷神社、五番宿跡、和泉屋、一番宿跡、九番宿跡、荷縄屋跡、取口(口取)宿跡、そば屋跡、橋本屋跡、川会所跡、善太夫嶋堤(せぎ)跡(北)	遺構、環境を損なわない範囲での現状変更は認める。(浄化槽などの生活に必要な最小限の現状変更は認める。)
	第4種 (未指定地)	保護対象地域内の未指定地	追加指定を目指す。当面は周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を行う。工事に当たっては埋蔵文化財の調査が必要。
史跡の周辺における諸要素		島田市博物館本館、駐車場、川越茶屋、河原町公会堂、あづまや、朝顔の松公園ほか	地元自治会、関係機関と協議し、保全に努める。

第5節 追加指定の方針

史跡保護のための追加指定については、遺跡の範囲を善太夫嶋堤(せぎ跡)から三太郎西(上)土橋までを東西の範囲とし、この間の街道及び街道に面した南北両側の川越に関わる施設等のあった土地、及び史跡の風致や景観を構成する土地を保護対象地域としてとらえ、これらの土地のうち、次の条件に合う土地については追加指定を行い、遺跡の保護を図っていくものとする。

追加指定の要件

- ① 土地所有者等の同意が得られた土地。
- ② 史跡の保存管理及び活用上、保護を必要とする土地で、追加指定が望ましいと判断される土地。
- ③ 史跡としての面的な保存、管理が可能な土地。

なお、保護対象地域の水路や赤道（里道）については、関係機関と協議し追加指定を目指す。三太郎西（上）土橋の東に位置し、江戸時代に参勤交代で街道を行き交う大名の茶屋本陣として利用された記録の残る塚本家住宅については、その重要性などから今後に建造物調査等を行い、指定地とは離れているものの追加指定の対象に加えるべきかどうかを検討していく。

第6節 史跡の公有化

史跡の公有化については、史跡の保護及び利活用上必要と認められる史跡指定地で、かつ土地所有者等の了解が得られた土地について計画的に実施していく。また、今後史跡の保護や景観保全及び利活用上必要と認められる土地について、史跡の追加指定及び史跡の買上げに対して土地所有者等の了解が得られた土地については、史跡の追加指定を行い、公有化して史跡の保護に努める。なお、史跡の公有化は地域住民の生活とも深く結びついているため、住民の理解を得て調整をはかりながら実施していく。

追加指定を行い公有化した土地については、第4節「現状変更等の取扱方針と取扱基準」の第1種に編入する。

第5章 整備活用のあり方

第1節 整備活用の基本方針

整備活用の基本方針については、これまで述べてきた遺跡の保存管理の基本方針やその方法を十分踏まえた上で実施していくべきもので、整備活用が遺跡の破壊や地域住民の生活に悪影響を及ぼすことがあってはならない。遺跡の整備については、大井川の川越しの歴史や文化を広く紹介するため、川越しに関する学術的な調査研究の成果を基に進め、その後の利活用の方法を十分検討した上で進める必要がある。そのためには史跡及びその周辺に暮らす地域住民や一般市民が、その整備計画づくりへ積極的に参加することが重要である。

史跡の利活用を進めることにより、史跡を単なる過去の遺産としてとらえるのではなく、現在の人々の暮らしと直結したものとして、未来へ確実に守り、継承していくことが大切である。こうした史跡の保存・整備活用の基本方針を前提に整備を行ない、地域の活性化が図られて史跡への見学者が増加し、ひいては史跡及びその周辺に暮らす地域住民の史跡への愛着が深まり、アイデンティティーの形成につながることを期待する。以下、整備活用の基本方針を定める。

1. 史跡の本質的価値を十分踏まえ、保存管理の基本方針の基に史跡の整備活用を行う。
2. 地域住民の生活に十分配慮し、地域コミュニティーと合意形成の基に計画的な整備活用を行う。
3. 史跡の調査・研究を進め、学術的な成果に基づいた整備活用を行う。
4. 地域住民や一般市民の文化的活動及び憩いの場の提供となる整備活用を行う。
5. 郷土愛を育み、まちづくりと地域アイデンティティーの形成に資する整備活用を行う。
6. 史跡内の復元家屋を中心に史跡の景観を整備し、その保全に努める。
7. 史跡の指定地だけでなく、島田市博物館や朝顔の松公園、大井川河川敷グランドなど周辺地域も含めた一体的な整備活用を図る。
8. 史跡の文化的観光資源としての整備活用を図る。

第2節 整備活用のあり方

1 史跡の整備活用

街道については、現在、人や車両の通行に供されており、今後も生活道路として使用を続ける。史跡への来訪者の見学路として利用するほか、島田大井川マラソンのコースや東海道街道文化創造事業などの史跡を活用したイベントでの利活用を積極的に行っていく。なお、街道にあった土橋の復元整備とともに、景観や歩行者保護のための背面道路の整備について検討する。



写5－1 街道を利用したゴザイチ（東海道街道文化創造事業 平成26年撮影）

（2）並木敷き

地籍図に残された並木敷き跡については表示看板を設置するほか、松並木の復元整備について検討する。

（3）川越関連施設

川会所や番宿などの復元家屋については、包括的な利活用の方法を検討し、整備活用を計画的に進める。復元家屋の建っていない史跡の公有地については、発掘調査等の研究成果に基づき活用方法を検討して整備を行う。なお、民有地については史跡の景観保全に配慮した町並みの修景維持への協力を求め、「島田市史跡のまちなみ保存整備事業補助金」の活用を促進し、史跡の景観保全の整備を図る。

（4）堤

島田大堤については、現在その上部が生活道路として利用されており、今後も同様に利用する。また、終戦後に地元自治会により堤防上の道路脇に桜が植樹され、「桜堤防」の愛称で親しまれており、桜の咲く時期には通行止めの措置がとられて自治会による花見会が催されていることから、今後も同様に活用する。なお、説明看板や史跡案内のパンフレットで、大井川の川越場や島田宿の形成に重要な役割を果たしたことを紹介していく。善太夫嶋堤（せぎ跡）については、昭和51年に堤の残存部分の保存整備が行われ、現在は朝顔の松公園の一部となっている。しかし、現状は堤の幅が半分ほどになっているので、かつての堤の規模を物語る古写真等を説明板に用いるなどして堤防の紹介を行ってゆくとともに